

■研究十二月往来(29)

一条兼良の「猿楽」表記説と「申楽」表記説

—『六輪一露之記』兼良注及び『申楽後証記』の記述—

重田みち

一条兼良は、和漢の学識に秀で五百年來の大学者と評された人物であり、能楽研究においても、禪竹をはじめ金春家と交流を持った人物として知られている。ここでは、その兼良による「さるがく」の「猿楽」表記説及び「申楽」表記説について少々述べたい。

兼良が、禪竹没後間もない頃、禪竹の子息宗筠に与えたと見られる、文明三年の奥書を有する『申楽後証記』（仮題）の頭には、次のごとく記されている（『金春古伝書集成』の本文に拠る）。

夫、申楽は神樂の変躰也。古、天照太神の弟素戔嗚尊の暴行により、天岩屋に籠まし／＼し時、六合常闇なりしかば、八百万の神達はをうれへ、太神を出し奉らん計に、庭燎をたき、歌舞を奏していかりをやはらげ、ついにこれを出し奉りしより、神楽といふ事はじまれり。日神の光にあたりて、諸神の顔あきらか成ゆへに、あな面白といふ謔も此時よりいひ伝たり。いま正變の二をわかたんがた

め、神の字のつくりをとりて、申楽となづけたり。又、猿女氏の遠祖天鈿女命、うけふねふみとゞろかし、嘘楽のたはぶれをなし給へるゆへに、猿楽とも是を書り。

右には、藝能の称としての「さるがく」を「申楽」と表記する説と「猿楽」と表記する説とが並記され、兼良はいずれの表記をも認める立場を取っている。いずれにもその由来を示す点に特徴があり、生涯をとおして故実由来の正統性を重視した兼良の立場が、これらの説にも表れている。

右両説のうち「猿楽」表記説は、禪竹『六輪一露之記』に加えられた兼良注にも示されている。「猿楽之由来縁起」と書き出されたこの注は、「猿楽」表記の由来を次のごとくに説く（『金春古伝書集成』の校訂に拠る）。

抑、二字（「猿楽」）ノ名詮ハ、日本紀ノ神代ノ上卷ニ見タリ。天照太神之岩戸ニ籠マシ／＼シ時、天鈿女命ト云ヘル神、手ニ茅纏ノ矛ヲトリ、真木ノカヅラ、日

影ノタスキヲカケツ、嘘楽（この振仮名は校訂に拠る）ノタワブレヲナシ侍リ。鈿女ノ命ハ、猿女君ノ遠祖トナシテ嘘楽シ給シニヨテ、猿楽トハ云ヘル也。又同書ノ神代ノ下卷ニ、天孫アマクダリ給シトキ、天照太神、猿田彦ト云神ニ化シ給テ、天孫ノ先驅ヲシタマフトキ、其神、鼻ノ長七咫（七尺六寸）眼ハ八咫鏡ノ如シトイヘリ。諸ノ神達、猿田彦ノ面ニマケテ立向フ人ナカリシヲ、カノ鈿女命ノミ、コノ神ト対揚シテ、ツイニ其名ヲ顕給ヘリ。猿女君ト云ヘル事ハ、則、猿田彦ノ名ニヨレリ。今ノ世ノ諸祭ニ、王舞ト名ヅケテ、神輿之前ニ歩ヌルハ、猿田彦ノ形ヲウツセリトゾ申伝タル。

右は全体として『日本書紀』の内容を承けているが、同書をはみ出す記述も見受けられる。それを私に分けて示せば、第一に猿田彦が天照太神の化した神であるとの説、第二に猿田彦の鼻の長さ七咫が「五尺六寸」であるとの説、第三に猿田彦と諸祭の王舞との関係についての説である。ここで注目すべきは、これらの『日本書紀』に記述されない説が、兼良の撰述に係る『日本書紀』神代卷の注釈『日本書紀纂疏』に、すべて見えていることである。すなわち、第一については猿田彦を「此神則天照太神之变化身也」と記し、第二については「八寸曰咫。七咫者、五尺六寸。則鼻之長五尺六寸也」云々と記し、第三については猿

田彦を「山鬼一名也」とし、続けて「今世諸神祭礼、蒙赤面長鼻之像、名曰王舞。此神代遺風也」と記している(いずれも宣賢本文に拠る)。なお、この第三に関する『日本書紀纂疏』の記述は、藝能史研究において王舞の資料として知られている。

『日本書紀纂疏』は、康正年間(一四五—五七)の内裏における『日本書紀』講釈のために撰述されたことがほぼ確実視されている。一方、『六輪一露之記』の兼良注が加えられたのは、伊藤正義氏説『金春禅竹の研究』(二二—二四頁)に則って推定すれば、康正年間に近づいた頃からの数年間であることになる。しかりとすれば、『六輪一露之記』への注は『日本書紀纂疏』撰述の時点あるいはそれにやや先んじた兼良の説として注目される。『六輪一露之記』の注の「猿女君」説及び「猿田彦」説は、当時の兼良の念頭に、真つ先に置かれたものの一つであったと見てよからう。

『六輪一露之記』において禅竹は、「夫、申樂家業之道者、軀尽美、声成文」と書き出し、「申樂」と表記している。それにもかかわらず、その兼良注に「猿樂」表記が用いられているのは、当時の兼良が、猿樂を、猿田彦や猿女君と強く結び付けて認識していたためと推察される。

その当時、兼良がもう一方の「申樂」表記についていかように考えていたのかは不詳であるけれども、少なくとも後の『申樂後証記』に

おいては「申樂」「猿樂」表記の双方を認めている。兼良は故実や正統性を重んじたが、必ずしも別説や時代による思想の変化を避け嫌う人物ではなかった。たとえば右の『日本書紀纂疏』には種々の説が並記引用されているし、日野富子や足利義尚に宛てた『小夜寝覚』『文明一統記』『樵談治要』には、相手の立場や意志に沿った故事を選び示すことにより後押しし、むしろ相手に迎合する傾向さえ認められる。禅竹没後の『申樂後証記』に「申樂」表記説と「猿樂」表記説とを並べて示したところにも、兼良のかかる性質傾向が顕れていると言ふことができる。

しかも、同書の「申樂は神樂の変軀也」や「正変の二をわかつたんがため」の「正」「変」は、儒教の五經の一である『毛詩』の「国風」の詩を、正統性という観点から「正」(「周南」「召南」の二南)と「変」(「邶風」から「豳風」までの十三国)とに分ける、中国古来の発想——古い用例としては、『毛詩』の大序に右十三国の詩を指して「変風」と言い、後漢の鄭玄による『詩譜』に「二南」を「風之正經」と言う——をふまえたものと見受けられる。それは、文中の「庭燎が同じ『毛詩』の篇名の一であることからも明瞭である。『申樂後証記』において「庭燎」は『毛詩』の篇名を兼ねた文飾としても用いられているのであろう。要するに兼良は、神樂と猿樂の関係を『毛詩』「国風」の「正」と「変」との関係になぞらえることにより、最も

正統であり根源的である「神樂」の派生として猿樂を位置付け、「申樂」表記を権威ある中国の儒学説を用いて根拠付けたのである。この根拠付けをいつ兼良が行ったかは——『六輪一露之記』兼良注以前かそれ以後かは——いま明らかではないけれども、いずれにせよ兼良の立場においては、かかる由緒ある根拠を明示してはじめて、それまで一般的ではなかった「申樂」表記を堂々と用いることができたのであろう。

なお、『六輪一露之記』兼良注及び『申樂後証記』現存本に見える「嘘樂」は、正しくは「嘘楽」または「嘘楽」であり、字音語としては「きやくがく」と訓むべきである(和語としての「ゑらぎ」の訓みは可)。神道の卜部家の『日本書紀』兼方本文には「嘘楽」とあり、兼良は『日本書紀纂疏』にこの字を「嘘」とし、「極唐切」と反切を記している(つまり「きやく」と訓んでいる)。おそらく兼良は「嘘楽」または「嘘楽」と書いたが、金春家において誤って書写されてきたものと思われる。禅竹自筆と見られる『猿樂縁起』に「六輪一露之記」兼良注が引かれているが、そこには「嘘楽」とあり「キヨガク」と振仮名がほどこされているから、この誤りはおそらくは禅竹に起因するのであろう。——が、ほぼ紙幅も尽きたから、この点の詳細については別稿を俟ち、いまは引用した責任上正しい字を指摘するにとどめる。

(早稲田大学演劇博物館客員研究員)